

あすの景観をつくる

景観ガイドライン

# 国道9号沿道地域 沿道型広域景観形成地域



「但馬の東西を結ぶ、豊かな自然に包まれた暮らしとおもてなしの空間を保全・創造する沿道景観づくり」



兵庫県

# はじめに

国道9号は、但馬地域の東西を結ぶ主要幹線道路として、人の交流や物流の経路として大きな役割を担っています。

当該沿道地域は、山地や高原を中心とする豊かな自然や穏やかな田園の風景、またそれらに包まれた住宅を中心とする集落で構成され、但馬独自の美しい景観が広がっており、景観上重要な地域です。

沿道周辺には、湯村温泉、鉢伏高原、県立但馬牧場公園、猿尾滝、八木城跡、ヒメハナ公園などの観光地やリゾート地が数多く位置しており、平成24年11月には北近畿豊岡自動車道の八鹿水ノ山インターチェンジ及び養父インターチェンジが供用開始したことにより、これら観光地やリゾート地への重要なアクセス道路として県内外から多くの観光客に利用されています。

一方で、買い物や通勤等の日常生活における市町間の移動の主要経路として、地域の人々に利用され、身近で生活に欠かせない道路としての性格も備えています。

兵庫県では、「景観の形成等に関する条例」に基づき、国道9号について、沿道に広がる美しい景観の連続的かつ一体的な保全と創造を図るため、また地域の皆さまの景観まちづくりを支援するために、沿道型広域景観形成地域として指定し、広域景観形成基準を定めています。

このガイドラインでは、国道9号沿道地域の区域や広域景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの国道9号沿道地域の魅力ある景観まちづくりにご活用いただければ幸いです。



国道9号（国道312号との重複区間あり）

## 表紙写真

ゆるやかな山並みを背景に、ゆったりとした田園風景が広がる  
(朝来市山東町)

国道9号から見下ろすことができる美しい集落風景  
(香美町村岡区)

# 目次

1	沿道景観の特性	1
2	広域景観の特性	3
	（1）広域景観形成の基本理念	3
	（2）広域景観形成の基本方針	3
	〈みちの区分〉	4
	〈エリアの区分〉	6
	（3）沿道型広域景観形成地域とは	8
	（4）指定地域	8
3	国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図	9
4	大規模建築物等に係る広域景観形成基準	15
	（1）広域景観形成基準	15
	（2）大規模建築物等に関する主な広域景観形成基準の考え方について	22
5	広告物等に係る広域景観形成基準	25
	（1）基準の構成イメージ	25
	（2）道路路端からの距離と基準について	25
	（3）基本的な考え方	25
	（4）広域景観形成基準	26
	（5）広告物等に関する主な広域景観形成基準の考え方について	28
6	国道9号沿道における色彩とマンセル色票系	31
	（1）国道9号沿道地域における大規模建築物等及び広告物等の色彩	31
	（2）マンセル色票系について	31
7	景観形成支援事業	32
8	届出の手続き	32
	（1）大規模建築物等	32
	（2）広告物等	33
	（3）届出添付書類	33
9	届出の流れ	34
	（1）大規模建築物等に係る届出	34
	（2）広告物等に係る届出	34
参考資料1	景観の形成等に関する条例（抜粋）	35
参考資料2	城下町八木地区整備計画（緑豊かな地域環境の形成に関する条例）	37

# 1 沿道景観の特性

国道9号沿道は、大規模建築物等が少なく、景観を構成する要素となる建築物は戸建住宅が中心となっています。道路は、山の中腹の河川沿いの田園・集落や森林、そして河川上流部の山間を通ることが多くなっています。



朝来市山東町内の田園風景

東端部にあたる朝来市山東町の区域は、ゆるやかな山の稜線に縁取られる田園集落が平坦かつ幅広に形成されている地域です。道路はほとんど平坦で周辺との高低差は小さく、片側に山並みが、反対側に田園集落が広がる景観です。



朝来市和田山町内のまちなみ

大部分が国道312号と重複する朝来市和田山町の区域は、商業・業務施設が他の地域と比べて高い密度で立地し、まちの賑わいを感じさせる景観となっています。



養父市八鹿町内の景観

養父市八鹿町の区域では、沿道に商業・業務施設が点在しており、遠方までゆるやかな山並みが広がる景観となっています。



養父市八鹿町八木周辺の歴史的まちなみ

養父市八木地区の区域は、ゆるやかな山を背景とし、八木川沿いに幅広く集落が広がっており、沿道には城下町らしく白壁の塀や瓦屋根の家並みなどを有する伝統的な集落や社寺が立地しています。国道9号からは前方に山並みが広がっているのが見えますが、沿道の南北で高低差があるため、北は見上げ、南は見下ろしの景観となっています。



養父市関宮町内の見下ろし景観

養父市関宮町の区域は、ゆるやかな山の稜線に縁取られる田園集落が八木川沿いに平坦に広がっています。道路は山際に位置することが多いため、北側には集落又は山が迫り、南側は田園集落を見下ろす景観になっています。沿道に立地する建築物の大半が住宅であり、山に縁取られた、ゆったりとした田園集落が広がる景観となっています。



養父市と香美町の境界付近の景観

養父市と香美町の境界周辺は、山に挟まれた溪谷の中に位置し、道路は山に向かう急な勾配をもちます。沿道には建物の立地がほとんどなく、溪谷沿いにある山間の景観となっています。



香美町村岡区の高原集落

香美町村岡区の南部は、道路は比較的急な勾配をもち、北側への視界は奥行き深く開かれており、遠くに山々の稜線を見晴らすことができます。東側には山が迫り、西側には勾配の急な斜面に形成された棚田と、そこに点在する家々により構成された美しい高原集落を望むことができます。北部は、山に挟まれた奥行きの浅い高原・田園の中でやや市街地的な特徴の景観となっています。



香美町と新温泉町の境界付近の山間

香美町と新温泉町の境界付近は、両側に山が迫る山間の景観を有しています。



新温泉町湯村温泉のまちなみ

新温泉町の湯村温泉中心部においては、奥行きの浅い平地となっており、沿道に宿泊施設を中心とした規模の大きな建築物が建ち並び、春來川沿いの平地には2階建ての住宅が密集した、「湯のまち」としての市街地景観を備えています。



新温泉町西部の見下ろし景観

西端部にあたる新温泉町の鳥取県との県境付近は、両側を山に挟まれた奥行きの浅い高原・田園集落であり、道路は比較的勾配の急な傾斜地に位置するため、北側へは見上げ、南側へは見下ろしの景観となっています。傾斜地の高原・田園を背景とした、山間の立体的な集落の景観を備えています。

以上のとおり、国道9号沿道地域の主要な景観特性として、東部には沿道を中心に広がりのある開放的景観や遠方の山並みを背景とした田園、集落及び市街地景観、西部には高低差に伴う見上げ又は見下ろしの山間、高原集落及び市街地景観があげられます。

## 2 広域景観の特性

### (1) 広域景観形成の基本理念

国道9号は但馬地域を東西に延長約70キロメートルにわたり横断する道路です。東部の市街地や田園集落を中心とした地域から、国道312号との重複区間を経た後、西部へ向けて次第に標高が高くなり、兵庫の屋根・氷ノ山の麓に代表される山間や高原を通過しています。沿道には、自然豊かな風景の中に、人々の暮らしが感じられる田園風景や歴史的まちなみ、賑わいをもったリゾート地の景観が形成されています。

このような景観特性を踏まえ、国道9号全体として調和と連続性を保ちながらも、豊かな自然と地域ごとの特性を感じることができる沿道景観づくりを目指します。また、沿道の美しい眺望景観を活かし、国道9号を介して沿道周辺の観光地やリゾート地を訪れる来街者がもう一度訪れたいくなる「おもてなしの空間」を創造することを目指すため、次のとおり景観形成の基本理念を定めます。

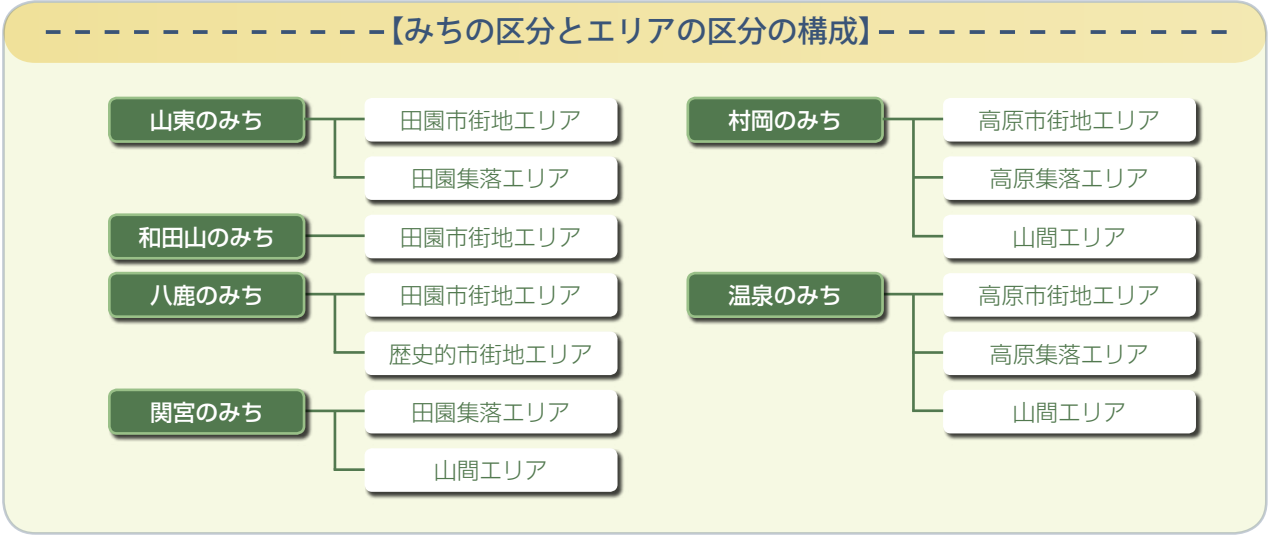
『但馬の東西を結ぶ、豊かな自然に包まれた暮らしとおもてなしの空間を保全・創造する沿道景観づくり』

### (2) 広域景観形成の基本方針

中国山地東部の山地や高原を中心とした豊かな自然と、それに包まれた住宅を中心とする集落で構成される景観に調和した快適な沿道空間を目指すとともに、地域の特性や景観資源を活かして「おもてなしの空間」としての沿道景観を実現します。

- 氷ノ山が代表する中国山地の高低差のある山林の自然風景と、谷間に続く高原・田園風景や集落の姿に調和した、但馬の風土を感じられる沿道景観をつくる。
- 山陰道から継承された伝統的なまちなみや峠からの眺望とともに、新たに培われた観光地の賑わいなど、それぞれの地域特性が感じられる沿道景観をつくる。

地域特性及び旧町の行政境を勘案して6つの「みち」とその景観形成の方針を設定し、さらに景観特性等に応じて設定した「エリア」に分類して、国道9号の美しい沿道景観の連続的かつ一体的な保全と創造を図りながら、豊かな自然と地域ごとの特性を感じることができる沿道景観づくりを実践します。



## 《みちの区分》

### 山東のみち

#### 「宿場町界隈・田園景観保全のみち」

エリア構成… 田園市街地エリア、田園集落エリア

ゆるやかな山並みと山裾までゆったりと広がる田園風景を背景に、まちや集落が形成されている地域として、穏やかな田園市街地・田園集落の景観の保全を図ります。



### 和田山のみち

#### 「田園のアメニティ・交流促進のみち」

エリア構成… 田園市街地エリア

国道312号との合流点に近く、古代から現代に至るまで、南但馬の中心地として人々が集まってきた田園市街地として、人々のアメニティに寄与する景観の創造を図ります。



### 八鹿のみち

#### 「もてなしと城跡の生活景観誘導のみち」

エリア構成… 田園市街地エリア、歴史的市街地エリア

八木川沿いに広がる田園の風景を基調とし、中世から続く歴史あるまちなみも備えつつ、商業施設等が立地する市街地としての要素も兼ね備えた、幅広い生活文化に関わる景観が広がる地域として、地域住民や来訪者のアメニティに寄与する景観の形成を図ります。



## 関宮のみち

### 「高原の麓・集落景観保全のみち」

エリア構成… 田園集落エリア、山間エリア

間近に迫るゆるやかな山の稜線を背景に、八木川沿いに続く田園風景の中にあり、氷ノ山・鉢伏高原などへの入口にあたる地域として、里から山に続くリゾート地への導入部としての田園集落景観と山間景観の保全を図ります。



## 村岡のみち

### 「山のまち・集落景観保全のみち」

エリア構成… 高原市街地エリア、高原集落エリア、山間エリア

山あいの平地に拓かれたまちと、それを取り巻く小さな集落が点在する山間の景観、山を背景とした高原の田園集落が連なる地域として、山間のまち・集落景観の保全を図ります。



## 温泉のみち

### 「山の湯・集落景観保全のみち」

エリア構成… 高原市街地エリア、高原集落エリア、山間エリア

「湯のまち」を中心とした、山間の峡谷や、山の斜面に立地する集落が続く地域として、温泉観光地のまちの景観と、その導入部としての山間・集落の景観の形成を図ります。





## 《 エリアの区分 》

### 田園市街地エリア

田園風景の中に拓かれたまちの区域として、賑わいと秩序があり、背景となる山並みや田園風景と調和した景観づくりを進めます。



### 高原市街地エリア

山あいには拓かれたまちの区域として、賑わいと秩序があり、背景となる山並みや自然・田園風景と調和した景観づくりを進めます。



### 田園集落エリア

田園風景の中に形成された集落の区域として、広大な田園風景と背景の山並みへの眺望を守る景観づくりを進めます。



## 高原集落エリア

山あい形成された集落の区域として、背景の山並に配慮し、自然・田園風景の見上げ、見下ろし眺望を守る景観づくりを進めます。



## 山間エリア

両側を山に挟まれた山間の区域として、山あいの自然風景と、見上げ、見下ろし眺望を守る景観づくりを進めます。



## 歴史的市街地エリア

城下町らしい伝統的なまちなみを有する区域として、歴史・文化の魅力が感じられる景観づくりを進めます。



### (3) 沿道型広域景観形成地域とは

複数の市町の区域に広がる優れた景観を有する地域について、県と関係市町が合意形成を図りながら連携して景観の創造又は保全を図るため、県が指定しているのが「広域景観形成地域」です。

その指定の区分の中でも、国道、県道等の主要幹線の沿道の地域で、複数の市町の区域に広がる地域を指定し、大規模建築物等及び広告物等に係る景観誘導を行うのが、「沿道型広域景観形成地域」です。

### (4) 指定地域

国道9号の朝来市と京都府福知山市の行政境から美方郡新温泉町と鳥取県岩美郡岩美町の行政境までの区間及びこれから展望できる区域で国道9号の路端から500メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除きます。

- ・ 国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域
- ・ 養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区
- ・ 新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区

詳細の区間等については、「3 国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」をご覧ください。

### 3 国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図



- 6つのエリア**
- 田園市街地
  - 高原市街地
  - 田園集落
  - 高原集落
  - 山間
  - 歴史的市街地

- 国道9号
- 国道312号
- 国道483号  
(北近畿豊岡自動車道)

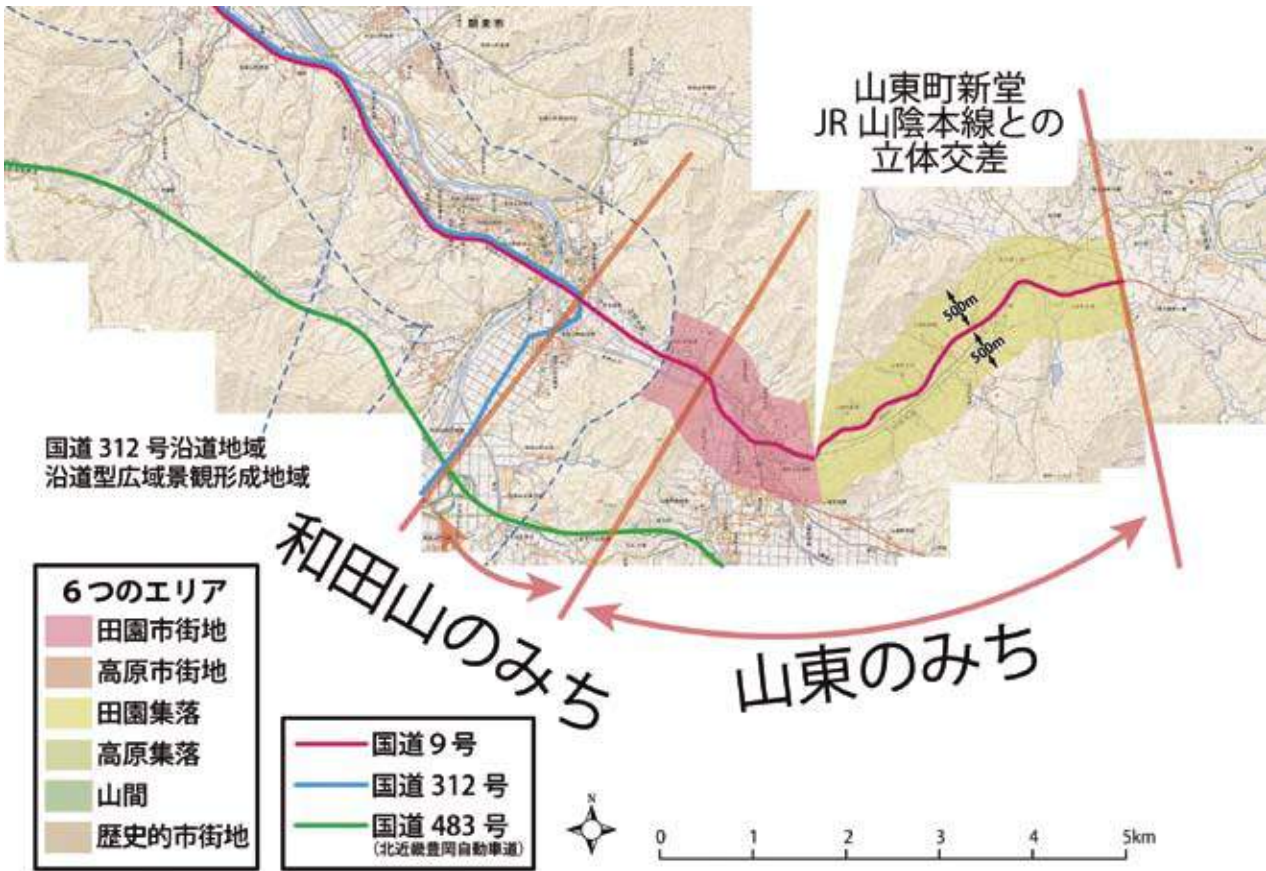
注：エリア指定範囲は9号路端から両側500mである



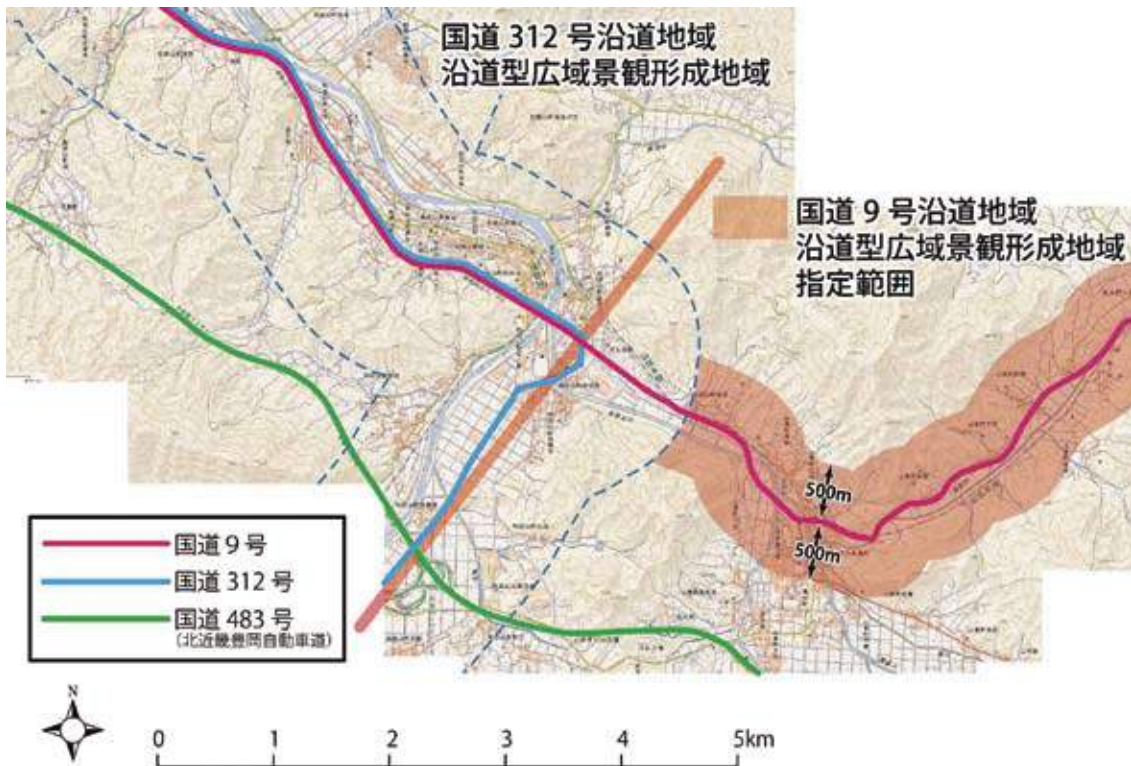
※城下町八木地区の詳細な区域については、P37 参照

# 「みち」ごとの拡大図

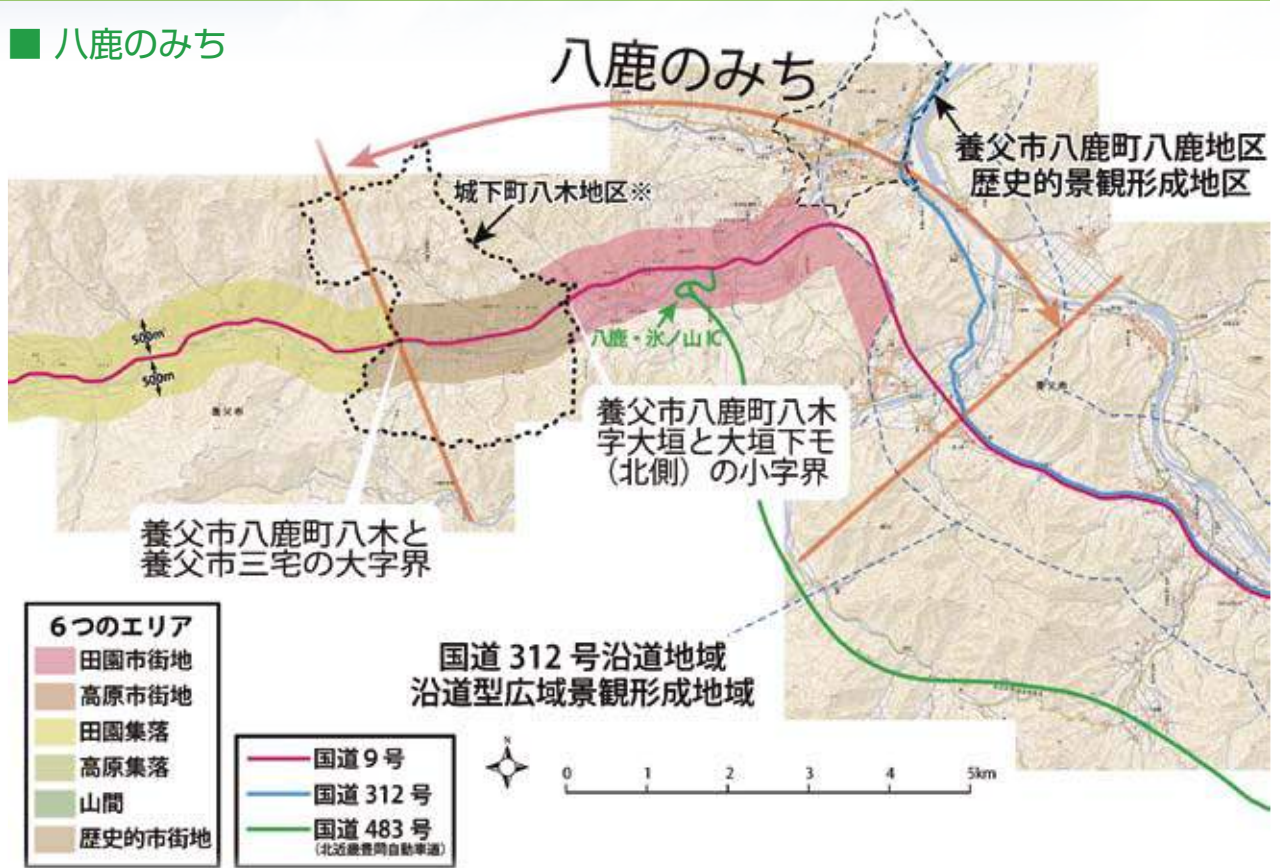
## ■ 山東のみち+和田山のみち



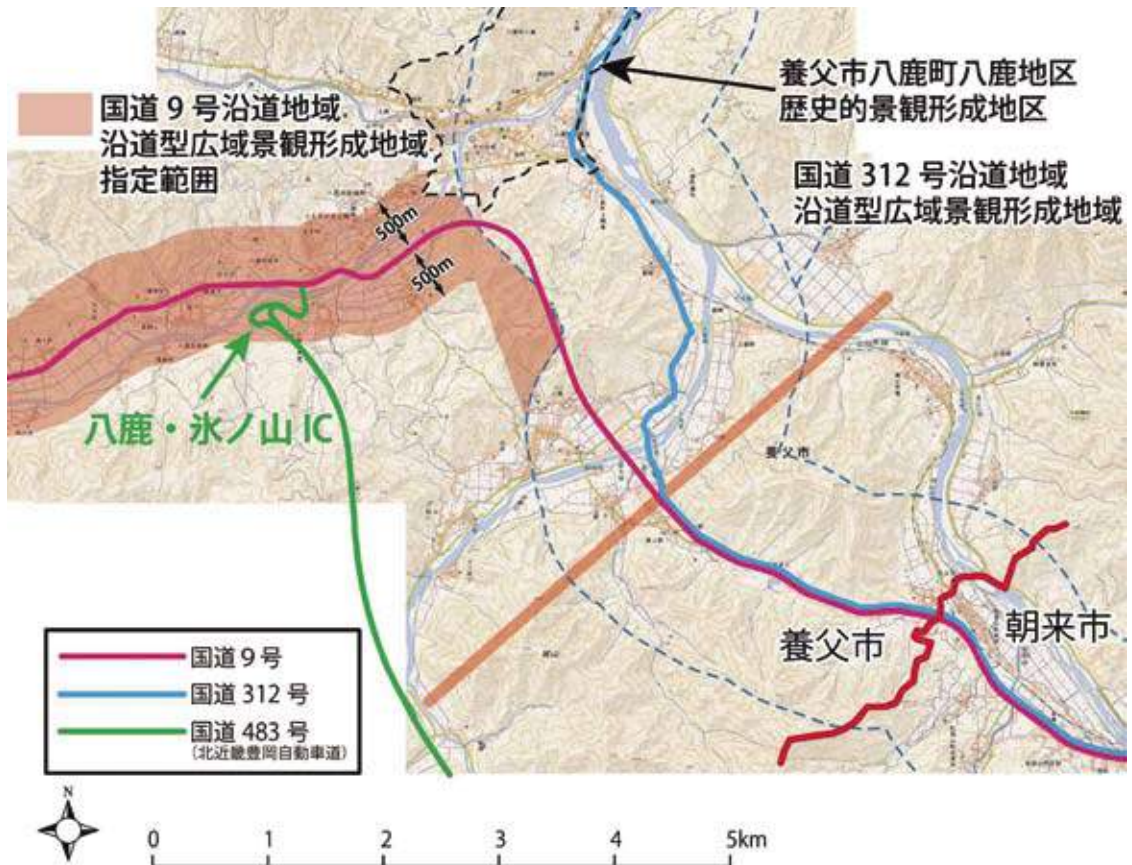
## ■ 国道312号との重複区間東端付近詳細図



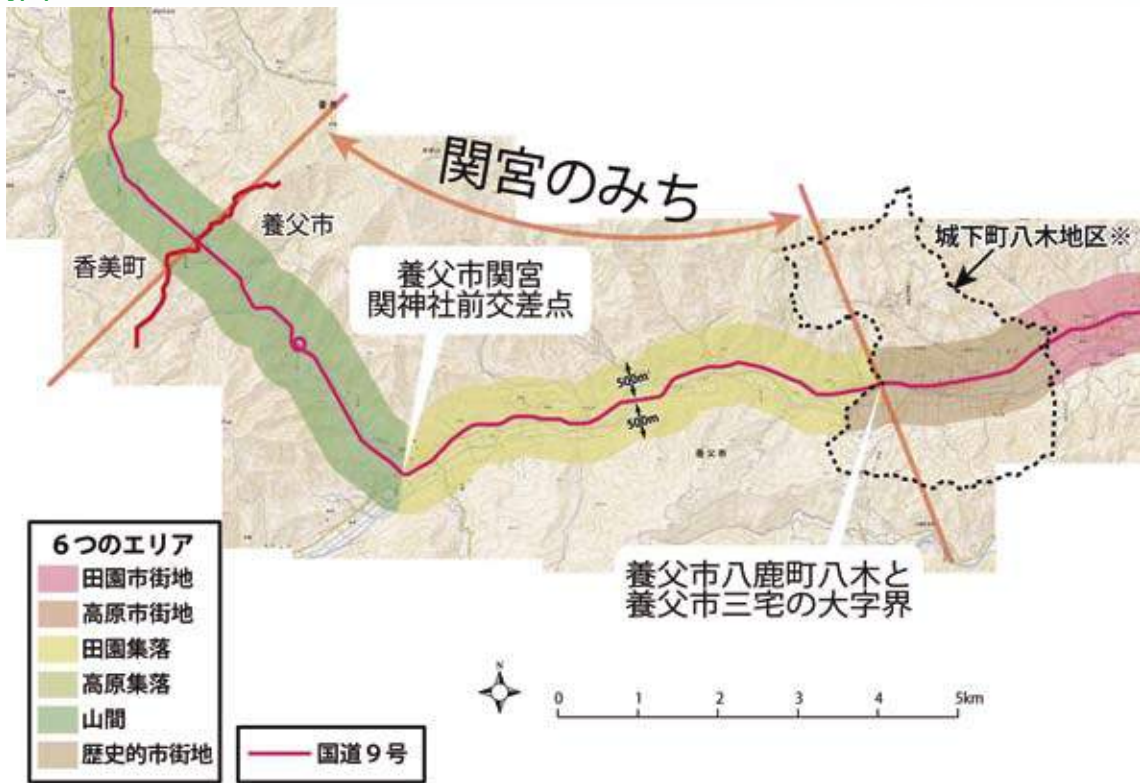
## ■ 八鹿のみち



## ■ 国道 312 号との重複区間西端付近詳細図



## ■ 関宮のみち

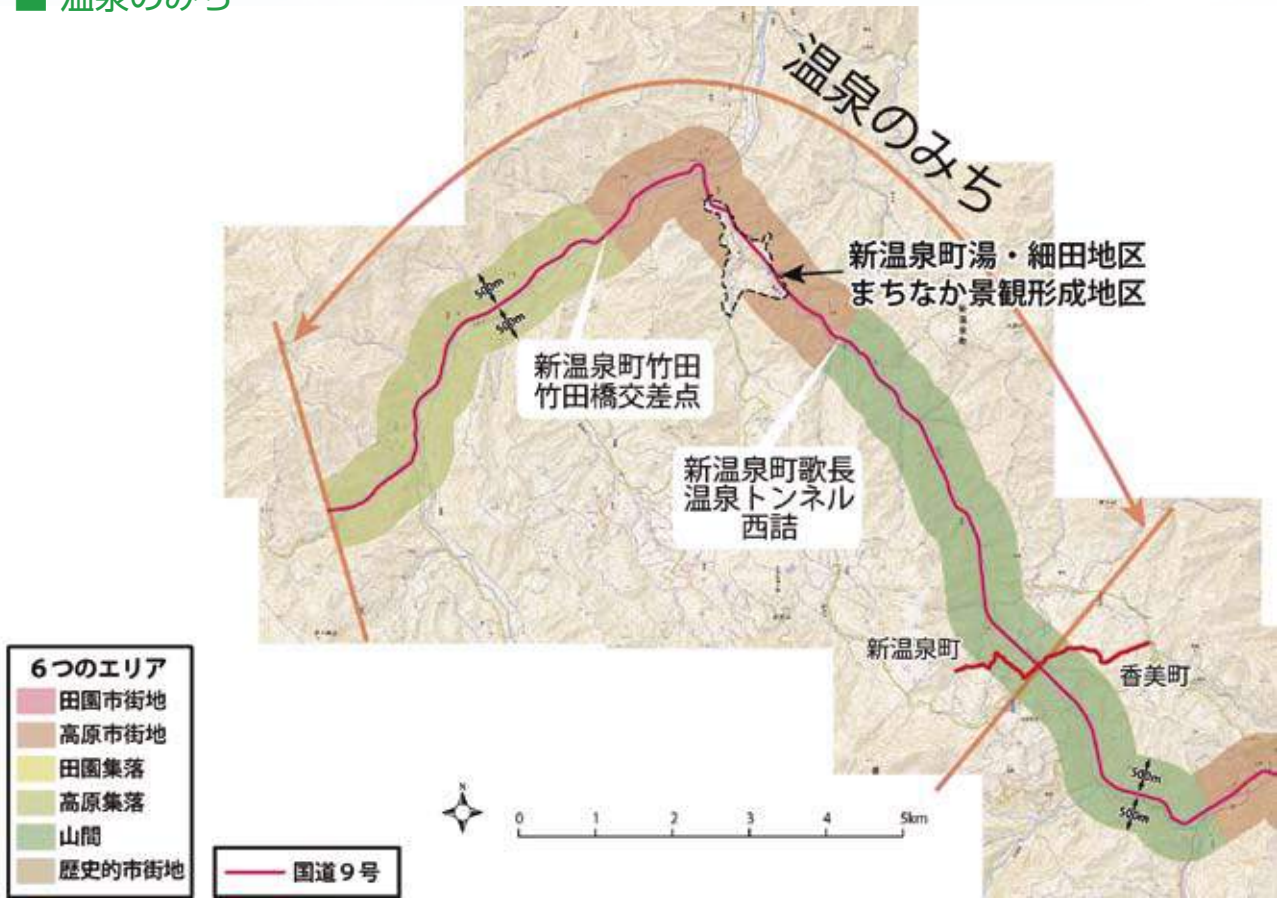


## ■ 村岡のみち





## ■ 温泉のみち



## 4 大規模建築物等に係る広域景観形成基準

### (1) 広域景観形成基準

#### ① 一般基準

- ・大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各エリアの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- ・うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- ・大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- ・良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- ・他のエリアとの境界付近では、連続するエリアからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

#### ② 項目別基準

##### ア 建築物

##### 田園市街地エリア、高原市街地エリア

項目	広域景観形成基準	
	田園市街地エリア	高原市街地エリア
位置・規模	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。	
	・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。	
	・建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。	・沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。
	・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。	
	・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。	
	・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。	
意匠	壁面	・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した意匠とするよう努める。
		・側面・背面の意匠にも配慮する。
	壁面設備	・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないように配慮する。
		・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。
	屋根・屋上	・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。
		・勾配屋根とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。
	屋上設備	・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。
		・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
低層部	・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。	
	・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。	
屋外階段	・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。	
ベランダ等	・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。	
	・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。	

項目	広域景観形成基準	
	田園市街地エリア	高原市街地エリア
材 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	
色 彩	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）、Y R（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> <li>高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。</li> </ul>
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦・石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 10 Rから5 Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下</li> <li>(3) 明度は全色相6以下</li> </ul>
そ の 他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>
	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。</li> </ul>	
造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</li> <li>造成により生じたのり面は、緑化や石積みなどの修景を行い、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>	

田園集落エリア、高原集落エリア、山間エリア、歴史的市街地エリア

項目	広域景観形成基準			歴史的市街地エリア		
	田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア			
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。</li> </ul>	<p>【景観の形成に関する事項】※による</p> <p>「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>分棟や雁行配置等により、周辺の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。</li> </ul>					
	意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然景観に調和した意匠とするよう努める。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。</li> </ul>						
壁面設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。</li> </ul>				
屋根・屋上		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として勾配屋根とし、棟違いや落ち棟にするなど周辺の住宅に調和した規模の分節化を図り、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として勾配屋根とし、周辺の自然景観との調和に配慮した形態・意匠とする。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。</li> </ul>				
屋上設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。</li> </ul>				
屋外階段		<ul style="list-style-type: none"> <li>形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。</li> </ul>				
ベランダ等		<ul style="list-style-type: none"> <li>形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。</li> </ul>				
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>					

※歴史的市街地エリアについては、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】を広域景観形成基準としています。内容についてはP 37～40参照。

項目		広域景観形成基準			
		田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア	歴史的市街地エリア
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）、Y R（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>(3) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</li> </ul>			<p>「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】※による</p>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する黒ないし灰色、またはこれに近い色彩とする。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 全色相、明度5以下、彩度1以下</li> <li>(2) 無彩色、明度5以下</li> </ul>			
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>			
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。</li> <li>ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>			
		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>		
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> </ul>			
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>造成により生じたのり面は、緑化や石積みなどの修景を行い、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>			

※歴史的市街地エリアについては、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】を広域景観形成基準としています。内容についてはP 37～40参照。

## イ 工作物

### 田園市街地エリア、高原市街地エリア

項目	広域景観形成基準	
	田園市街地エリア	高原市街地エリア
位置・規模	・人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。	
	・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。	
	・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。	
	・工作物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。	・沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。
意匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。	
材 料	・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。	
	・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。	
	・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。	
色 彩	外 壁	・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）、Y R（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
		・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。
	屋 根	・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。
		・煙突や鉄塔等高さのあるものにあっては、特に中上部について低彩度とするよう努める。
そ の 他	太陽光発電 パネル	・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。
		・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。
	植 栽	・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうまいのある植栽に努める。
		・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。
	駐 車 場	・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。
・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。		
接道部	・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。	
	・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。	

田園集落エリア、高原集落エリア、山間エリア、歴史的市街地エリア

項目	広域景観形成基準				
	田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア	歴史的市街地エリア	
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々に親しまれている山・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線<sup>りょうせん</sup>を分断しない高さおよび規模となるよう努める。</li> <li>周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。</li> </ul>	<p>【景観の形成に関する事項】※による</p> <p>「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における</p>	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> </ul>			
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。</li> <li>特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>				
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）、Y R（橙）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>(3) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。</li> </ul>					
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周囲の緑と調和する黒ないし灰色、またはこれに近い色彩とする。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 全色相、明度5以下、彩度1以下</li> <li>(2) 無彩色、明度5以下</li> </ul>			
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>			

※歴史的市街地エリアについては、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】を広域景観形成基準としています。内容についてはP 37～40参照。

項目		広域景観形成基準			歴史的市街地エリア
		田園集落エリア	高原集落エリア	山間エリア	
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうまいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。</li> <li>ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>			「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】※による
		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>		
	接道部		<ul style="list-style-type: none"> <li>単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> </ul>		

※歴史的市街地エリアについては、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく城下町八木地区整備計画における【景観の形成に関する事項】を広域景観形成基準としています。内容についてはP 37～40参照。



## (2) 大規模建築物等に関する主な広域景観形成基準の考え方について

### ① 位置・規模

#### 全エリア

- 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。

自然景観が卓越している場所では、50～500m程度離れて見たとき、背後に見える山の稜線を分断しないよう配慮しましょう。

#### 全エリア

- 建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。

沿道の集落等で、建物の高さや壁面位置が揃っている場所では、建物の高さや位置に配慮して、連続性の維持に努めましょう。

#### 田園市街地、田園集落エリア

- 建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。

右図のように、道路に対してなるべく開放的な配置になるよう配慮しましょう。

#### 高原市街地、高原集落、山間エリア

- 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。

国道9号西部の山間、高原エリアでは、沿道から田園や集落への眺望に配慮しましょう。

#### 田園集落、高原集落エリア

- 分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した位置・規模とする。

国道9号沿道の景観を構成する要素となる建築物は戸建住宅が中心であるため、分棟や雁行配置等により集落風景との調和を図りましょう。

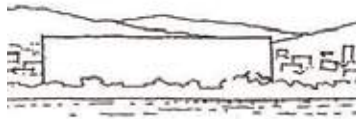
▼ 景観に配慮が望まれる例



▼ 修景案



▼ 景観に配慮が望まれる例



▼ 修景案



▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 修景案（シミュレーション）



## ② 意匠

### 屋根・屋上

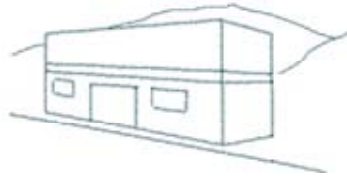
#### 田園市街地、高原市街地エリア

- ・ 勾配屋根とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。

#### 田園集落、高原集落エリア

- ・ 原則として勾配屋根とし、棟違いや落ち棟にするなど周辺の住宅に調和した規模の分節化を図り、周辺の自然・田園集落景観との調和に配慮した形態・意匠とする。
- ・ やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。

#### ▼ 景観に配慮が望まれる例



#### ▼ 修正案



#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



勾配屋根や落ち棟にすることで、背景となる自然景観や集落景観との調和を図りましょう。

## ③ 色彩

### ア 外壁

#### 全エリア

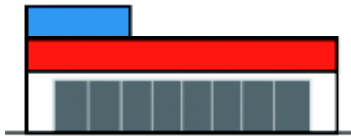
- ・ 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) R（赤）、Y R（橙）又は Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下
- (2) その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

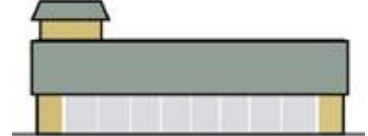
#### 田園集落、高原集落、山間エリア

- ・ 上記に加えて次の基準を設ける。
- (3) 明度は全色相でできる限り 8 以下とする。特に大きな壁面を有する場合は 8 以下を遵守する。

#### ▼ 景観に配慮が望まれる例



#### ▼ 修正案



#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



背景となる自然・田園等景観との調和を図るため、落ち着いた色調の外壁としてください。

#### ▼ 白色系で明度の高い色彩の壁面とした場合（シミュレーション）



#### ▼ 明度 8 の事例



大規模な工場等の壁面に、白もしくは白に近いベージュやクリーム色の色彩が使われている事例があります。この色彩は、特に大規模な壁面になると、周辺景観に与える影響が大きくなってしまいます。外壁が白色系の場合は、特に明度に対する配慮をしましょう。

## イ 屋根

### 田園集落、高原集落、山間エリア

- ・ 基調となる色彩は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する黒ないし灰色、またはこれに近い色彩とする。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、石州瓦・八鹿瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) 全色相、明度5以下、彩度1以下
- (2) 無彩色、明度5以下

## ④ その他

### ア 太陽光発電パネル

#### 全エリア

- ・ 設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。
- ・ 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。

## イ 植栽

### 田園市街地、高原市街地エリア

- ・ 通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。

▼ 景観への配慮がみられる事例



▼ 景観への配慮がみられる事例



美しい自然・集落の見下ろし景観を保全するためには、屋根の色彩に対する配慮が非常に重要になります。上の事例のように、周辺の集落や自然景観との調和を図るため、勾配屋根とした上で色彩を黒ないし灰色、またはこれに近い色としましょう。

▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



土地に設置する太陽光発電設備のうち、大規模建築物等に該当するものについては広域景観形成基準が適用されますので、基準に適合した計画とする必要があります。

▼ 景観への配慮がみられる事例

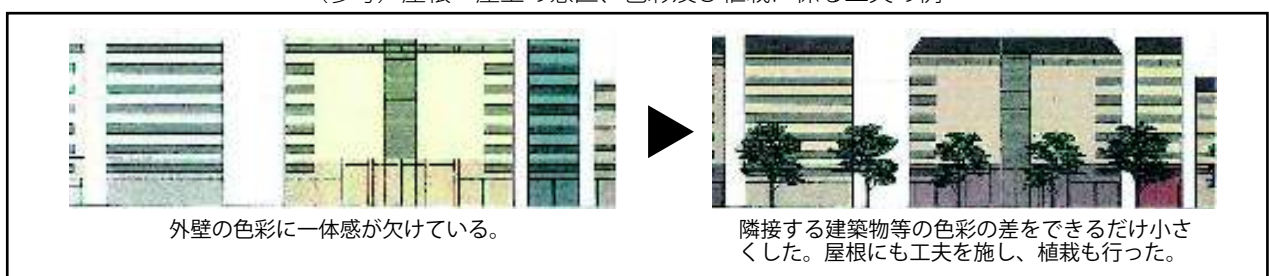


▼ 景観への配慮がみられる事例



植栽などにより、うるおいを持たせましょう。通りのデザインと調和させるなどの工夫も施しましょう。

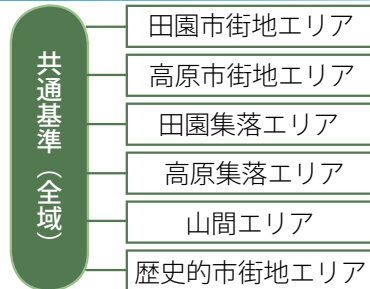
(参考) 屋根・屋上の意匠、色彩及び植栽に係る工夫の例



## 5 広告物等に係る広域景観形成基準

### (1) 基準の構成イメージ

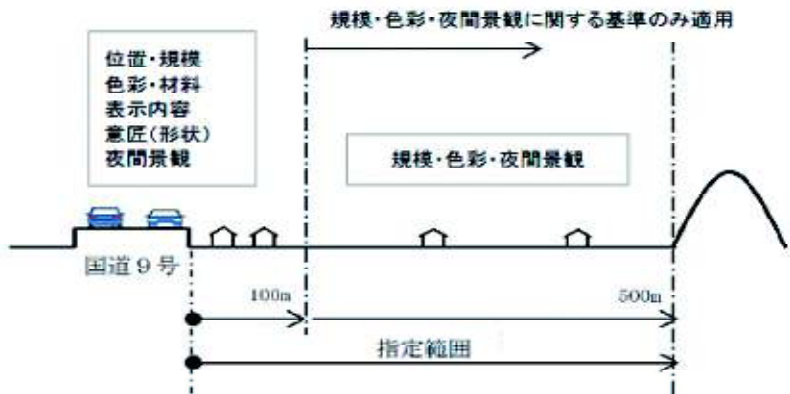
右図のとおり、全域が対象となる共通基準とエリアごとの個別基準を設定しています。



### (2) 道路路端からの距離と基準について

指定範囲である国道9号の路端から500mの範囲のうち、道路路端から100mを超える区域については、沿道の景観に対して影響のある基準（規模、色彩及び夜間景観）のみを適用します。

□指定範囲と適用する基準



### (3) 基本的な考え方

#### ① 景観資源への眺望を守るために、 広告物の位置や規模に配慮しましょう

国道9号沿道には田園や集落、山並みといった景観資源が豊富にあります。この景観を守るために、広告物の高さや大きさ、掲出する位置に配慮しましょう。例えば、沿道から見渡せる山並みの稜線を分断しないよう、高さを低くしましょう。

#### ③ 広告景観の機能分化、整理、 秩序づくりを行いましょ

特に大規模な店舗の密集地においては、大量の広告物が無秩序に表示され、より分かりにくくなりがちです。位置や高さに注意し、形状や意匠に一定の配慮をするなど、広告物等の秩序づくりと機能分化を目指し、意図をもった景観づくりを目指しましょう。

#### ⑤ 動く広告物等や、点滅の激しい光る広告物等は控えましょう

広告旗（のぼり、のれん）、垂れ幕などの動く広告物等は、おおらかな自然景観を損なうおそれがあります。また、電照式の広告物等については、外照式とするなど、夜間景観に配慮したものにしましょう。

#### ② 色彩を整理しましょう

現状の広告景観における煩雑感の原因のひとつに、広告色彩の煩雑さがあげられます。原則として、本広域景観形成地域内においては広告地色の色彩に高彩度色\*を使用せず、高彩度色の使用は、文字等において2色又は1色以下としましょう。

\*（高彩度色とは、R、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。）

#### ④ 広告物等の集合化に努めましょう

広告物等を集合化することにより、周辺景観への影響を小さくすることが可能です。そのことは、広告物等の見やすさや、広告機能の向上にもつながります。

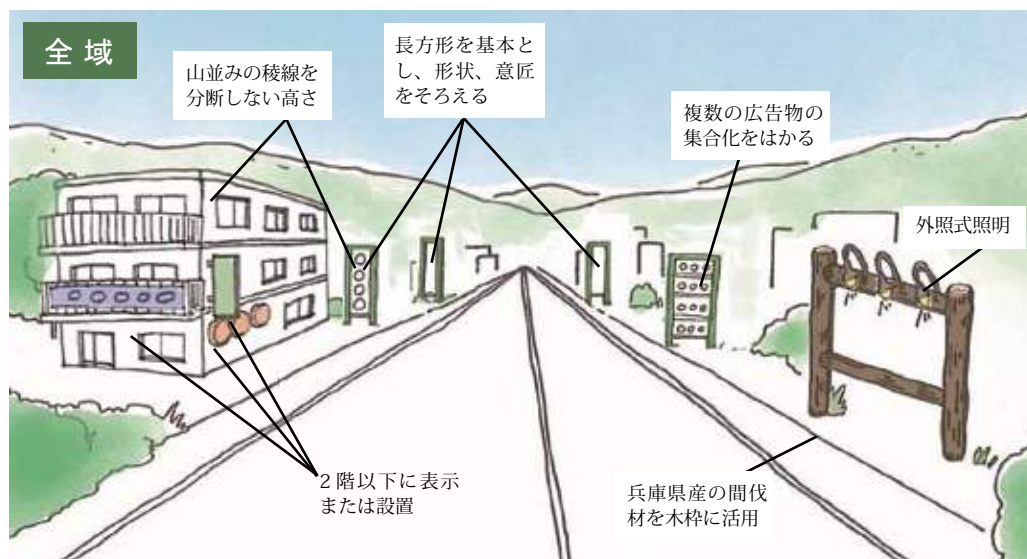
## (4) 広域景観形成基準

下表のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする広告物等については、これによらないことができる。

### ① 共通基準

エリア	項目	広域景観形成基準
全域	位置・規模等	◎沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模とする。 ・建築物等の屋上を利用するもの、壁面を利用するもの及び壁面より突出するもの（以下「壁面広告物等」という。）にあっては、2階以下に表示又は設置するものとする。
	色彩	◎地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）はけげばけげしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 (1) R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下 上記にかかわらず、以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 ア 屋外広告物条例に規定する「許可地域」の場合・・・表示面積の50%以下 イ 屋外広告物条例に規定する「禁止地域」の場合・・・表示面積の25%以下 ただし、次に掲げるものに関しては上記の色彩基準にかかわらず表示することができる。 (1) 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの (2) 最上部の高さが4m以下である広告物で高彩度色の面積が1㎡以下のもの（高彩度色とは、R、Y R系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。）
	表示内容	・壁面広告物等の表示内容については、原則として店名又は業種名のみとする。
	意匠（形状）	・長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。 ・建て植えをするものにおいて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。
	材料	・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。
	その他	◎電照式とする場合は、外照式とするなど夜間景観に配慮したものとする。

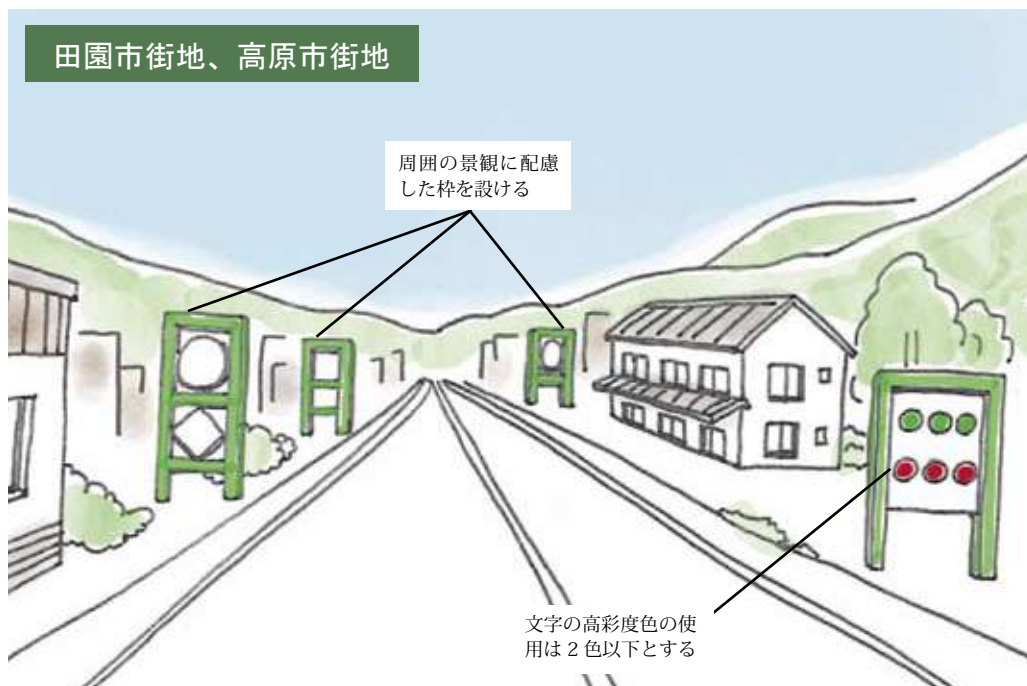
※道路路端から100メートルを超える区域においては、◎印表記の基準を適用する。



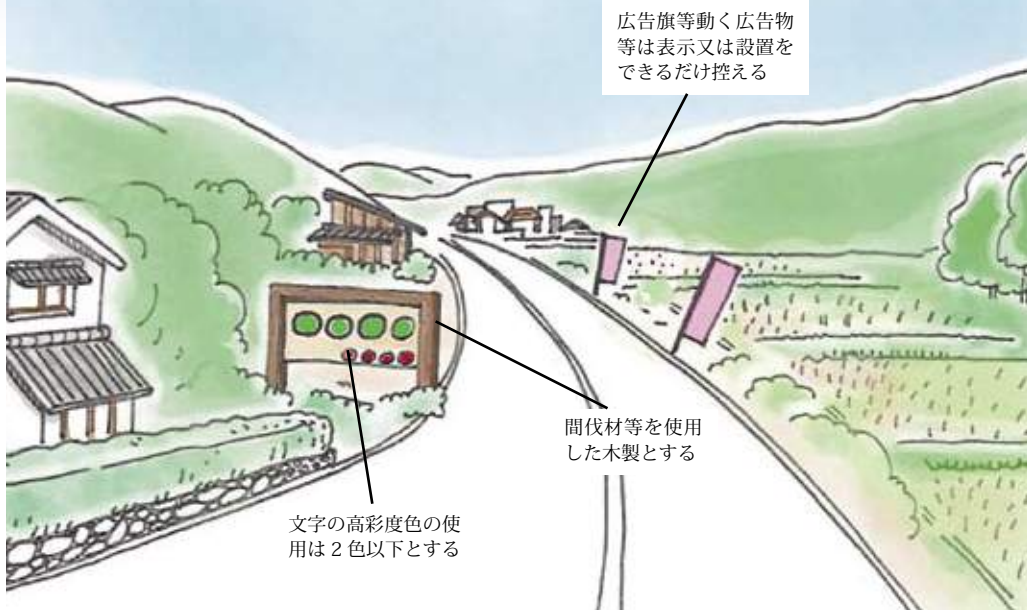
## ② エリアごとの基準

エリア	項目	広域景観形成基準
田園市街地 / 高原市街地	意匠 (形状)	・建て植えるものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。
	色彩	◎文字等（文字等とは、文字、企業のロゴマークおよびそれに類するものをいう。以下同じ）に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
田園集落 / 高原集落 / 山間	位置 ・ 規模等	・広告旗等動く広告物等は表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。 ・広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。
	意匠 (形状)	・建て植えをするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。
	材料	・木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
歴史的 市街地	位置 ・ 規模等	・建て植えるものにあつては、隣接する建築物の軒の高さを超えないよう努める。 ・広告旗等動く広告物等は表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。 ・広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。
	意匠 (形状)	・建て植えるものにあつては、屋根を設けるなど伝統的形態とするよう努める。
	材料	・木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

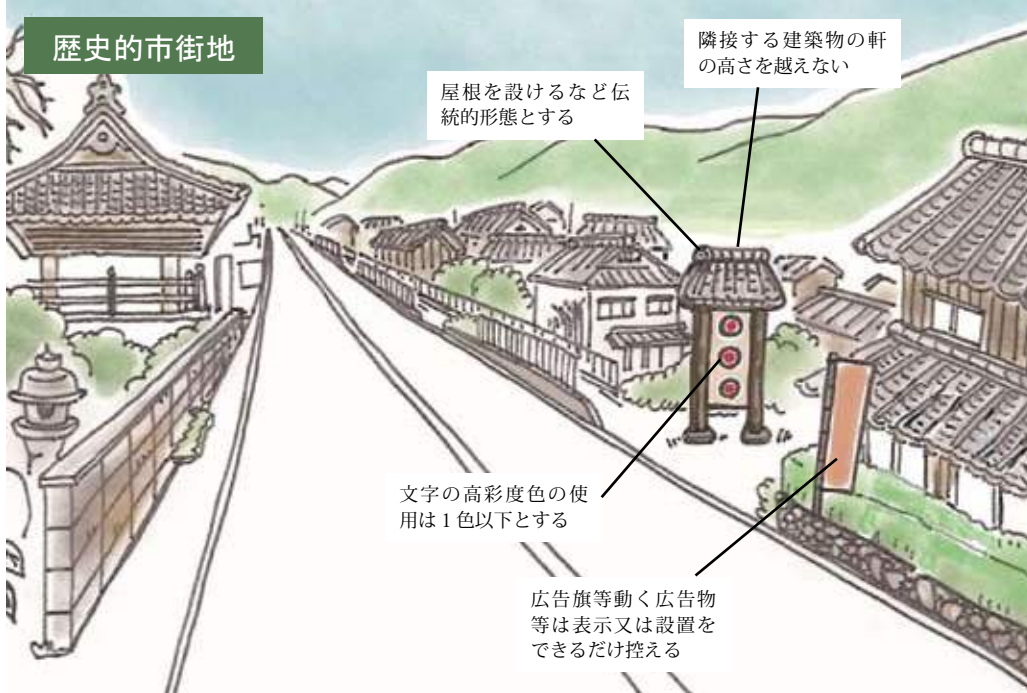
※道路路端から100メートルを超える区域においては、◎印表記の基準を適用する。



### 田園集落、高原集落、山間



### 歴史的市街地



## (5) 広告物等に関する主な広域景観形成基準の考え方について

### ① 位置・規模等

#### 全エリア

- 建築物等の屋上を利用するもの、壁面を利用するもの及び壁面より突出するもの（壁面広告物等）にあっては、2階以下に表示又は設置するものとする。



周辺景観に配慮するため、屋上広告物や壁面広告物は2階以下の低位置に掲出しましょう。

また、壁面広告物は屋上から突出しないようにしましょう。



▼ 景観に配慮が望まれる例▼



良好な沿道景観を阻害する恐れのある広告旗等の表示又は設置はできるだけ控えましょう。

**田園集落、高原集落、山間、歴史的市街地エリア**

- 広告旗等動く広告物等の表示又は設置をできるだけ控えるものとし、やむを得ず設置する場合においても2階以上には表示又は設置しないものとする。
- 広告旗については、必要最低限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。

**② 色彩**

**全エリア**

- 地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）はげばげばしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。
- (1) R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下
- (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下
- 上記にかかわらず、以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。ア屋外広告物条例に規定する「許可地域等」の場合
  - ・・・表示面積の50%以下
- イ屋外広告物条例に規定する「禁止地域等」の場合
  - ・・・表示面積の25%以下

▼ 景観へ配慮した色彩の例 ▼

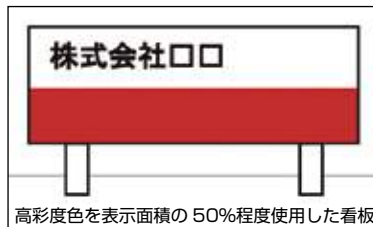


彩度6 (5R3/6) の色彩の看板



彩度2 (2.5B4/2) の色彩の看板

背景となる自然、田園等景観との調和を図るため、落ち着いた色調の地色としてください。



高彩度色を表示面積の50%程度使用した看板

屋外広告物条例に規定する許可地域においては表示面積の50%までは地色に高彩度色が使用できます。



高彩度色を表示面積の25%程度使用した看板

屋外広告物条例に規定する禁止地域においては表示面積の25%までは地色に高彩度色が使用できます。

**歴史的市街地エリア**

- 文字等（文字等とは、文字、企業のロゴマークおよびそれに類するものをいう。）に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

**田園市街地、高原市街地、田園集落、高原集落、山間エリア**

- 文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

▼ 文字色のアクセント1色



▼ 文字色のアクセント2色



文字やロゴマークの一部にアクセントとして高彩度色を使うこともできますが、歴史的市街地エリアでは1色以下、それ以外では2色以下としてください。



### ③ 表示内容

#### 全エリア

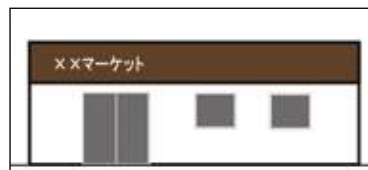
- 壁面広告物等の表示内容については、原則として店名又は業種名のみとする。

壁面広告物の表示は、原則として店名又は業種名のみとし、わかりやすい表示としましょう。

#### ▼ 景観に配慮が望まれる例



#### ▼ 修景案



### ④ 意匠（形状）

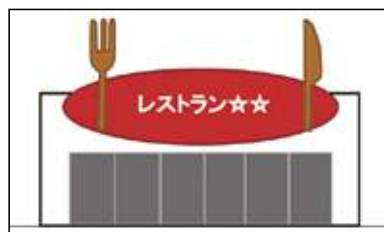
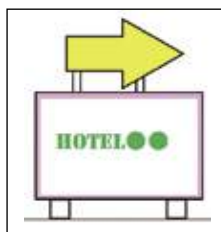
#### 全エリア

- 長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りではない。

広告物の形状がバラバラだと景観上煩雑となるので、長方形を基本としましょう。

- 建て植えをするものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。

#### ▼ 景観に配慮が望まれる例 ▼



#### 田園市街地、高原市街地エリア

- 建て植えするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。

景観への配慮がみられる事例▶



#### 田園集落、高原集落、山間エリア

- 建て植えをするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。

集落や山間のエリアでは、柔らかな広告物の印象となるよう、木製の枠などを設けるよう努めましょう。

#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



#### 歴史的市街地エリア

- 建て植えするものにあつては、屋根を設けるなど伝統的形態とするよう努める。

### ⑤ 材料

#### 全エリア

- 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。

#### 歴史的市街地、田園集落、高原集落、山間エリア

- 木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。

間伐材などの自然素材を支柱、地板などに使用することで柔らかな広告物の印象となり、山並み、田園風景にもよくなじみます。また、間伐材の使用は地元の林業に貢献し、環境への配慮にも繋がるため、積極的に活用しましょう。

#### ▼ 景観への配慮がみられる事例



## 6 国道9号沿道における色彩とマンセル色票系

### (1) 国道9号沿道地域における大規模建築物等及び広告物等の色彩

国道9号は、但馬地域を東西に横断する主要幹線道路であり、その沿道は、山地や高原を中心とした豊かな自然や穏やかな田園の風景、またそれらに包まれた住宅を中心とする集落で構成された但馬独自の美しい景観が広がる景観上重要な地域です。

沿道には大規模建築物等が少なく、景観を構成する要素としては、山地や高原を中心とした豊かな自然を背景とする集落と穏やかな田園風景がほとんどであることから、周辺景観に調和しない建築物や屋外広告物等は突出して目立ち、良好な沿道景観を阻害することがあります。

このようなことから、当該沿道地域においては、それらの地色を落ち着いた自然景観と調和させることで、心地よい沿道景観の実現を目指します。

### (2) マンセル色票系について

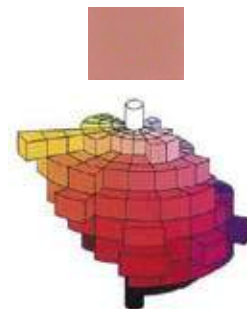
色彩に関する基準では、J I Sによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相 Hue)、明るさ(明度 Value)、鮮やかさ(彩度 Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

例えば右の色をマンセル色票系で表すと、次のようになります。

※印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、「色立体」といいます。中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑…等、各色味の環があります。



図① 色立体図

#### ●色相(色味)

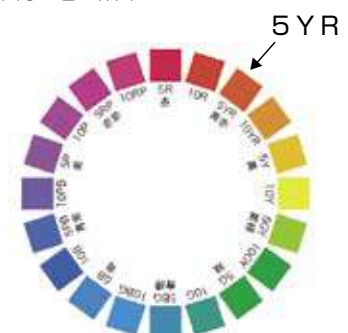
図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は5 Y R (Y R=橙系)であることがわかります。

#### ●明度(明るさ)

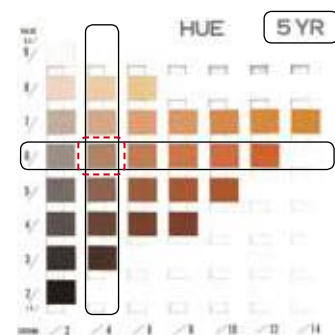
図③は図①の色立体を5 Y Rの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相5 Y Rの色が並んでいます。これで見ると明度は6であることがわかります。

#### ●彩度(鮮やかさ)

同じく図③で見ると彩度は4であることがわかります。



図② マンセル色相環図



図③ 5 Y R 6 / 4

マンセルの色票系で表すと  
5 Y R   6 / 4  
 (色相) (明度) (彩度)

## 7 景観形成支援事業

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターと連携して、積極的な景観まちづくりを支援しています。

### 沿道型広域景観形成地域における主な支援メニュー（抜粋）

#### 〔修景助成事業〕

##### ○一般建築物等修景助成

(助成対象) 沿道型広域景観形成地域において特に景観形成に資すると認められる屋外広告物

(助成額) 次に示す額を限度とします。

助成対象経費（所有者等が執行するもの）	助成率	助成限度額（千円）
・屋外広告物の整備費	1/4	100（1敷地あたり）

お問い合わせ先：(公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課 TEL:078-367-1230（代表）

## 8 届出の手続き

広域景観形成地域内において次に掲げる行為をする場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

※自然の立地条件により、当該道路から大規模建築物等の立地する場所又は広告物等を表示若しくは設置する場所が展望できない場合には、その場所での行為は届出対象外とします。

### ■景観行政団体への適用について

景観行政団体※である朝来市の区域では、基準や手続きについては、同市の景観計画及び景観条例が適用されます（平成28年4月1日時点）。

詳細については、朝来市都市環境部都市開発課(TEL:079-672-3301(代表))までお問い合わせください。

※景観行政団体とは、景観法（平成16年法律第110号）に基づいて自ら景観行政を担う自治体のことをいいます。

### (1) 大規模建築物等

景観条例では、下記の規模に該当する建築物及び工作物を「大規模建築物等」としています。

①都市計画法に規定される用途地域のうち、  
 ・第1種中高層住居専用地域 ・商業地域  
 ・第2種中高層住居専用地域 ・工業地域  
 ・第1種住居地域 ・近隣商業地域  
 ・第2種住居地域 ・準工業地域  
 ・準住居地域 ・工業専用地域  
 に存するもの。

⇒  
 ◎建築物：  
 「H（高さ）> 15m」  
 または  
 「A（建築面積）> 1,000㎡」  
 ◎工作物：  
 「H> 15m」  
 または  
 「その敷地の用に供する面積が1,000㎡を超えるもの」

②都市計画法に規定される用途地域のうち、  
 ・第1種低層住居専用地域  
 ・第2種低層住居専用地域  
 及び、用途地域の指定のない、  
 ・市街化調整区域  
 ・非線引き都市計画区域  
 ・都市計画区域外  
 など、①に掲げる地域以外に存するもの。

⇒  
 ◎建築物：  
 「H> 12m」  
 または  
 「A> 500㎡」  
 ◎工作物：  
 「H> 12m」  
 または  
 「その敷地の用に供する面積が500㎡を超えるもの」

大規模建築物等について下記の行為をしようとする場合は届出が必要になります。建築確認が必要な行為の場合は、必ず**確認申請の前に**届出を提出してください。

- ・新築、改築、増築、移転（建築確認が必要な行為に限ります）  
 ※改築又は増築の場合は当該部分が大規模建築物等の規模を超える場合に届出が必要
- ・大規模な修繕、大規模な模様替え（同上）
- ・外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更

## (2) 広告物等

広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいいます。）の表示又は設置については届出が必要になります。ただし、法令の規定によりする行為その他次に掲げる広告物等の表示又は設置については届出不要です。

### ▽届出が不要のもの

- ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- ・公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等
- ・地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- ・冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- ・講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- ・人、動物、車両、船舶又は航空機に表示する広告物

## (3) 届出添付書類

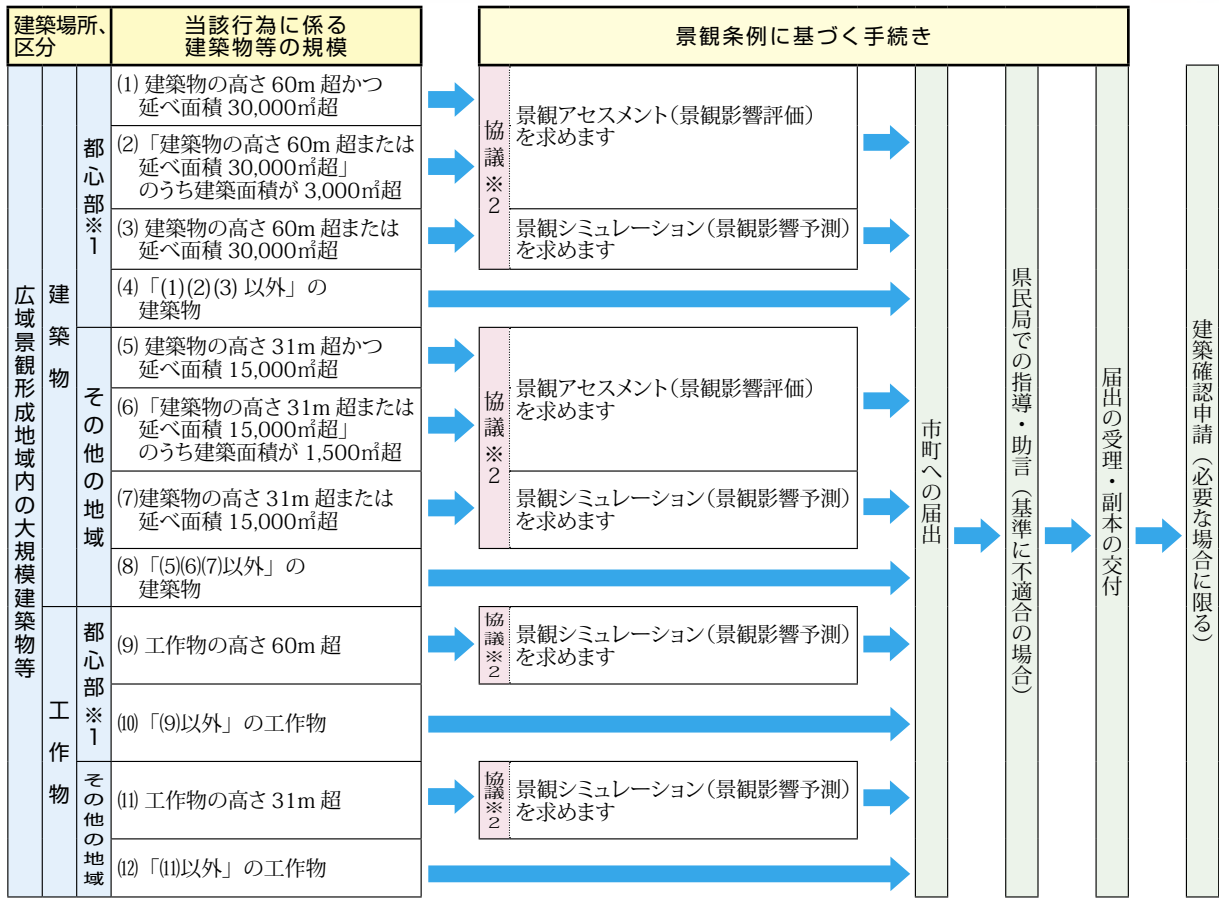
行 為	図 書			
	届出添付図書の種類	縮 尺	明示すべき事項	
(1) 大規模建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩若しくは意匠の変更	付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	1/200 以上		
	各階の平面図（備考2）	1/200 以上		
	各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩	
	主要部の2面以上の断面図（備考2）	1/200 以上		
	外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成	
	敷地周辺状況カラー写真			
	完成予想図カラー写真			
	協議書、予測書又は評価書（備考3）			
景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し（条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し）（備考4）				
知事が特に必要と認める図書			〔自己評価書〕	
(2) 広告物等の表示若しくは設置	付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	1/200 以上		
	完成予想図カラー写真			
	知事が特に必要と認める図書			〔自己評価書〕

### ※備考：

- 1 正本1部、副本2部を提出すること。
- 2 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し（条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し）は、条例第4章の2第2節の規定による景観影響評価の手続を行った場合に添付すること。
- 5 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

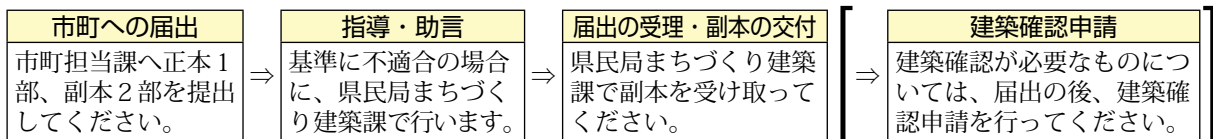
# 9 届出の流れ

## (1) 大規模建築物等に係る届出



※1：都心部とは、容積率400%以上の商業系用途地域（近隣商業地域及び商業地域）をいいます。  
 ※2：協議は、県庁都市政策課景観形成室と行います。

## (2) 広告物等に係る届出



### 大規模建築物等及び広告物等の届出等に関する問い合わせ先

- |  |  |
|--|--|
| ○兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室<br>TEL：078-341-7711（代表）      | ○養父市まち整備部土地利用未来課<br>TEL：079-664-1410（代表） |
| ○兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課・第2課<br>TEL：0796-23-1001（代表） | ○香美町建設課<br>TEL：0796-36-1111（代表）          |
|  | ○新温泉町建設課<br>TEL：0796-82-3111（代表）         |

### ○広告物等の許可申請

次のもので屋外広告物条例に基づく申請の対象となるものがあります。詳しくは各市町の屋外広告物の担当課までお問い合わせください。

- 1 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- 2 前項を掲出する物件

### 広告物等の許可申請に関する問い合わせ先

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ○養父市まち整備部土地利用未来課 | TEL：079-664-1410（代表） |
| ○朝来市都市環境部都市開発課   | TEL：079-672-3301（代表） |
| ○香美町建設課          | TEL：0796-36-1111（代表） |
| ○新温泉町建設課         | TEL：0796-82-3111（代表） |

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。
  - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの
- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。）で、延べ面積（当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。）が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
  - ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの
  - エ 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

## (県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等

に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

## (市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

## (県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

— 中略 —

## 第3章 広域景観形成地域

## (指定)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、広域景観の形成を図る必要がある地域を、それぞれ当該各号に定める広域景観形成地域として指定することができる。

(1) 次のいずれかに掲げる地域 風景型広域景観形成地域

- ア 良好な自然の風景を有する地域
- イ 良好な田園風景を有する地域
- ウ 歴史的又は文化的な風景を有する地域

(2) 国道、県道等の沿道の地域 沿道型広域景観形成地域

2 市町長は、広域景観の形成を図る必要があると認める地域については、広域景観形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった地域が、広域景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、広域景観形成地域に指定することができる。

4 第8条第4項（ただし書を除く。）から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項（ただし書きを除く。）から第8項までの規定は、広域景観形成地域の変更について準用する。

## (広域景観形成基準)

第16条 知事は、広域景観形成地域を指定しようとするときは、当該広域景観形成地域について、広域景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の広域景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該広域景観形成地域における広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 広域景観の特性
- (2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (3) 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
- (4) その他広域景観の形成を図るために必要な事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の広域景観形成基準の決定及び変更について準用する。

## (行為の届出)

第17条 広域景観形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号及び第3号において同じ。）

- (2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）
- (3) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (4) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前3号に該当する行為を除く。）
- (5) 広告物等の表示又は設置（沿道型広域景観形成地域における行為に限る。）

**（広域景観に及ぼす影響に関する協議）**

**第18条** 広域景観形成地域内において、規則で定める広域景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、同条の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が広域景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が広域景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

**（指導又は助言）**

**第19条** 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が広域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

**（勧告及び公表）**

**第19条の2** 知事は、第17条の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を広域景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

**（大規模建築物等又は広告物等に係る要請）**

**第20条** 知事は、広域景観形成地域内において、現に存する大規模建築物等又は広告物等が広域景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等又は広告物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

**（広域景観形成協議会）**

**第20条の2** 知事は、広域景観形成地域として指定しようとする地域において、次に掲げる事項に係る県及び当該地域内の市町（以下「地域内市町」という。）相互間の意見を調整し、県及び地域内市町の広域景観の形成に関する施策の調和を図るため、広域景観形成協議会を組織することができる。

- (1) 広域景観形成地域の範囲
- (2) 広域景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
- (3) その他広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

- 2 前項の広域景観形成協議会は、県及び地域内市町をもって構成する。
- 3 第1項の広域景観形成協議会の構成員は、広域景観形成協議会において協議が調った事項について尊重するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、広域景観形成協議会の運営に関し必要な事項は、広域景観形成協議会が定める。

**（国等に関する特例）**

**第21条** 第14条の規定は、広域景観形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

**第4章の3 建築物等その他の物件の管理**

**（所有者等の責務）**

**第27条の15** 建築物等その他の物件（第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良い景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

**（景観形成地区内等の所有者等の義務）**

**第27条の16** 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

**（指導又は助言）**

**第27条の17** 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

**（勧告及び公表）**

**第27条の18** 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

**（命令及び公表）**

**第27条の19** 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

**（立入検査等）**

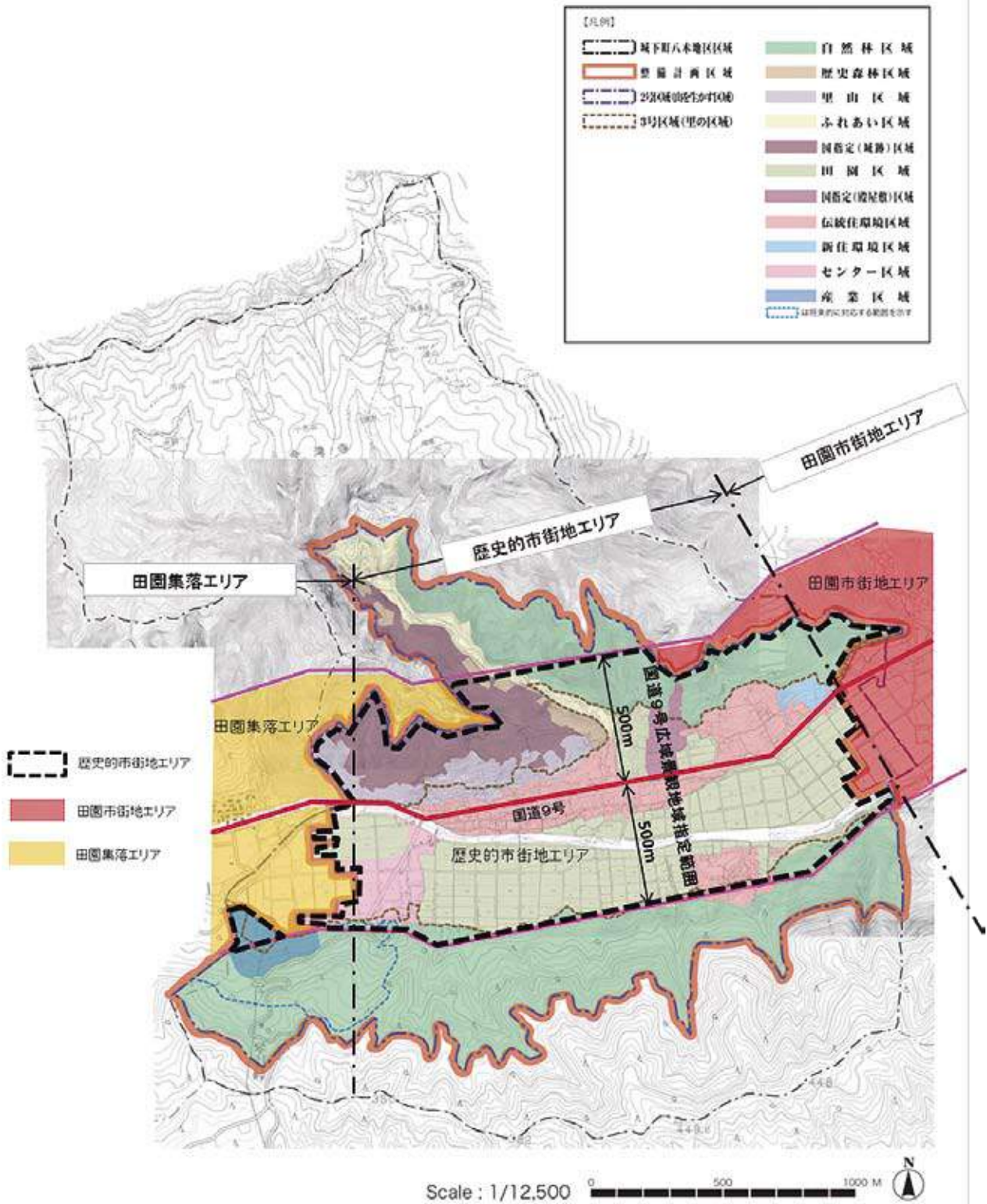
**第27条の20** 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**（経費の補助）**

**第27条の21** 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

城下町八木地区土地利用計画図





【建築物の用途一覧表】

用途	2号区域(山を生かす区域)					3号区域(里の区域)				
	自然林区域	里山区域	歴史森林区域	ふれあい区域	田園区域	伝統住環境区域	新住環境区域	センター区域	産業区域	
住宅用施設	農家(分家)住宅	×	×	×	○	○	○	○	×	
	一般住宅	×	×	×	○	×	○	○	×	
	共同住宅	×	×	×	○	×	○	○	×	
	兼用住宅(50㎡未満)	×	×	×	○	×	○	○	×	
文教施設	幼稚園、学校(小、中、高)	×	×	×	×	×	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校	×	×	×	×	×	○	×	×	
	図書館、博物館	×	×	×	○	×	○	×	×	
宗教施設	神社、寺院、教会等	×	×	×	○	×	×	×	×	
医療福祉施設	保育所	×	×	×	○	×	○	○	×	
	老人福祉施設、身体障害者施設	×	×	×	○	×	○	×	×	
	児童更生施設等	×	×	×	○	×	○	×	×	
	病院	×	×	×	○	×	○	○	×	
	診療所	×	×	×	○	×	○	○	×	
公益施設	公衆浴場	×	×	×	○	×	○	×	×	
	巡査派出所、公衆電話所等	×	×	×	○	×	○	○	×	
	集会所、公民館	×	×	×	○	×	○	○	×	
商業施設	小規模店舗、飲食店(150㎡以内)	×	×	×	○	×	○	○	×	
	中規模店舗、飲食店(150~500㎡以内)	×	×	×	○	×	○	×	×	
	大規模店舗、飲食店(500㎡越)	×	×	×	×	×	○	×	×	
	事務所、事業所	×	×	×	×	×	○	×	○	
	ボーリング場、スケート場、水泳場	×	×	×	×	×	×	×	○	
	自動車教習所	×	×	×	×	×	×	×	○	
	マージャン屋、パチンコ店、射的場、馬券場、ラブホテル等	×	×	×	×	×	×	×	×	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	×	○	
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等	×	×	×	×	×	×	×	×	
風俗営業施設	×	×	×	×	×	×	×	×		
宿泊施設	交流宿泊施設、コテージ等	×	×	×	○	×	○	×	×	
	ホテル、旅館等	×	×	×	○	×	○	×	×	
工場施設	小規模工場(50㎡以下)で安全なもの	×	×	×	×	×	○	×	○	
	中規模工場(50㎡~150㎡以下)で安全なもの	×	×	×	×	×	○	×	○	
	大規模工場(150㎡超)で安全なもの	×	×	×	×	×	×	×	○	
	危険な工場	×	×	×	×	×	×	×	×	
	危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	
	危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	
倉庫施設	自動車車庫(2階以下、300㎡以下)	×	×	×	○	×	○	○	○	
	自動車車庫(上記外)	×	×	×	×	×	×	○	○	
	営業用倉庫、事業用倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	
農業関連施設	農業用倉庫	×	×	×	○	○	○	○	○	
	農業出荷施設	×	×	×	○	○	○	○	○	
	農業生産加工施設	×	×	×	○	○	○*	○	○	
	蓄舎(15㎡超)	×	×	×	×	×	×	×	×	

※伝統住環境区域内に建てられる農業生産加工施設は安全なものに限る

[ 城下町八木地区整備計画（緑条例） ] 景観の形成に関する事項

	ふれあい区域	田園区域	伝統住環境区域
位置規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則2階以下とする。ただし八鹿町一帯に残される伝統的3階建養蚕農家の形式を踏襲するものについては、その限りではない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則3階以下とする。ただし3階とする場合は、最高高さを周辺建物と調和させるとともに、2階部分の屋根の高さまで瓦葺きの下屋を設ける等、周囲の景観や町並みの連続性に調和させるよう努める。</li> <li>旧街道に面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面に揃えるよう努める。</li> </ul>
絶対高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>12 mとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>12 mとする。ただし既存の社寺の建替えに関しては、現行高さまでの建築はできるものとする。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区に残る伝統的意匠に配慮し、周辺建物との調和、連続性に努める。</li> </ul>		
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りまたは入母屋平入りの勾配屋根を原則とし、仕上げは和瓦を使用するよう努める。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色系または伝統的赤瓦系とする。</li> </ul>		
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>漆喰や板壁など伝統的な材料、形態に努める。</li> <li>基調となる色彩は、灰色系、彩度の低い茶系、もしくは明るいベージュ色とする。</li> </ul>		
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製とするよう努める。ただし、木製以外とする場合も、茶褐色もしくは黒色系統の色彩とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製とするよう努める。ただし、木製以外とする場合は、茶褐色もしくは黒色系統の色彩とする。</li> </ul>	
壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機などを設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを周囲から見える位置に設置する場合は、格子や板塀などの伝統的意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。</li> </ul>		
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀を設ける場合の形態・材料は、板塀・土塀を原則とし、やむを得ず人工素材とする場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>		
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例に則るものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の規模・数量は必要最低限とする。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は避けるよう努める。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に植栽を施し、緑化に努める。</li> </ul>		

	新住環境区域	センター区域	産業区域
位置規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則2階以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>階数は原則3階以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区の主要な眺望点から見て、社寺などの歴史的景観要素や、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>最低敷地面積を500㎡とする。</li> <li>階数は原則3階以下とする。</li> </ul>
絶対高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 mとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12 mとする。</li> </ul>	
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区に残る伝統的意匠に配慮し、周辺建物との調和、連続性に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町八木地区に残る伝統的意匠に配慮する。</li> </ul>	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りまたは入母屋平入りの勾配屋根を原則とし、仕上げは和瓦を使用するよう努める。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色系または伝統的赤瓦系とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻平入りまたは入母屋平入りの勾配屋根とするよう努める。</li> <li>基調となる色彩は、黒、灰色系または伝統的赤瓦系とする。</li> </ul>	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>漆喰や板壁など伝統的な材料、形態に努める。</li> <li>基調となる色彩は、灰色系、彩度の低い茶系、もしくは明るいベージュ色とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漆喰や板壁など伝統的な材料、形態との調和に配慮する。</li> <li>基調となる色彩は、灰色系、彩度の低い茶系、もしくは明るいベージュ色とする。</li> </ul>	
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製とするよう努める。ただし、木製以外とする場合は、茶褐色もしくは黒色系統の色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>	
壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機などを設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを周囲から見える位置に設置する場合は、格子や板塀などの伝統的意匠及び色彩に配慮した目隠しをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に設備等の機器を設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを周囲から見える位置に設置する場合は、意匠および色彩に十分配慮した目隠しをするよう努める。</li> </ul>	
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀を設ける場合の形態・材料は、板塀・土塀を原則とし、やむを得ず人工素材とする場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界に塀等を設ける場合は、板塀もしくは生垣とするよう努める。</li> <li>道路沿いに駐車場を設ける場合は、通りの景観に配慮し、入口部分を除き、植栽帯や板塀もしくは生垣を設けるよう努める。</li> </ul>	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の規模・数量は必要最低限とする。</li> <li>自家用広告物以外の掲出は避けるよう努める。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に植栽を施し、緑化に努める。</li> </ul>		

## ■ 景観条例に基づく指定制度

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23\\_000000083.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000083.html)

兵庫県 景観形成室

検索

## ■ 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL：078-341-7711（代表）

## ■ 兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課・第2課

豊岡市幸町7-11 TEL：0796-23-1001（代表）

## ■ 養父市まち整備部土地利用未来課

養父市広谷250番地1 養父庁舎 TEL：079-664-1410（代表）

## ■ 香美町建設課

美方郡香美町香住区香住870-1 TEL：0796-36-1111（代表）

## ■ 新温泉町建設課

美方郡新温泉町浜坂2673-1 TEL：0796-82-3111（代表）